

11月9日(日)は、

衆議院 小選挙区 選出議員選挙 比例代表 最高裁判所裁判官国民審査



投票時間
午前7時～午後8時

の投票日です!

**皆さん一人ひとりが選挙の主役、
忘れずに投票しましょう**

解散に伴う衆議院議員総選挙は、10月28日(火)に公示され、11月9日(日)に投票が行われます。

今後の国政をまかせる私たちの代表を選ぶ、この大切な選挙に皆さんの貴重な一票を投じましょう。

選挙日程

- 選挙人名簿登録日
10月27日(月)
- 公示日
10月28日(火)
- 選挙人名簿の縦覧
選挙時登録選挙人名簿
10月28日(火)・29日(水)、午前8時30分～午後5時
- 在外選挙人名簿
10月28日(火)～11月1日(土)、午前8時30分～午後5時
- 市役所2階選挙管理委員会

投票日

- 11月9日(日)、午前7時～午後8時
- イトアリーナ

開票(即日開票)

- 11月9日(日)、午後9時から
- イトアリーナ

投票できる方

今回の衆議院議員総選挙で投票できる方は次のとおりです。

年齢要件
昭和58年11月10日以前に生まれた方

住所要件
①転入された方で、平成15年7月27日までに転入届け出を済ませ、引き続き市内に住所がある方
②平成15年7月9日以後転出された方で、転出先への転入届け出を平成15年7月27日までにしていない方

※市内転居された方、平成15年10月10日以前に転居の届け出をされた方は、新住所での投票所で投票できます。平成15年10月11日以後に転居の届け出をされた方は、従前の投票所で投票してください。

不在者投票

投票日に仕事や旅行などで投票所へ行くことができない方は、不在者投票をご利用ください。

期間
▼衆議院議員総選挙
10月28日(火)～11月9日(日)、午前8時30分～午後8時(土・日・祝日も同じ)

▼最高裁判所裁判官国民審査
11月2日(日)～11月9日(日)、午前8時30分～午後8時(土・日・祝日も同じ)

郵便による不在者投票

郵便による不在者投票は、身体障害者手帳または戦傷病者手帳を持って、次の条件に該当する方は、郵便による不在者投票ができます。

身体障害者手帳をお持ちの方
①両下肢または体幹の障害程度が1級または2級の方
②移動機能の障害の程度が1級または2級の方
③心臓、腎臓、呼吸器(ぼうこう、直腸)小腸の障害の程度が1級または3級の方

戦傷病者手帳をお持ちの方
①両下肢または体幹の障害程度が特別項症から第2項症の方
②内臓機能の障害が特別項症から第3項症の方

これらの条件に当てはまる方は、早めに郵便投票証明書の交付申請をしてください。

詳しくは、選挙管理委員会へご連絡ください。

郵便投票用紙の請求

すでに郵便投票証明書をお持ちの方は、投票用紙請求書をお送りしますので、その投票用紙請求書と郵便投票証明書を添えて、11月5日(水)までに選挙管理委員会へ請求してください。

代理投票・点字投票

字を書くのに不便を感じる方、視力に障害のある方は、投票管理者に申し出ることで、「代理投票」や「点字投票」ができます。

代理投票を申し出ると、選挙人の指示する候補者の氏名などを代理投票補助者が本人に代わって記載します。

また、点字投票を申し出ると、視力に障害のある方は、投票用紙に点字で候補者の氏名などを記載して投票することができます。

選挙公報は新聞折り込みで

選挙公報は、候補者の政見や経歴、写真などを広く有権者の皆さんにお知らせするために発行するものです。

11月6日(日)前後に新聞折り込みする予定です。お手もとに届かないときは、市内の各公共施設に用意してありますので、ご利用ください。

投票所入場整理券

投票所入場整理券は、10月27日(月)に発送します。はがきは、貼り合わせ式になっています。はがきと1通で最大4人分の入場券が印刷してありますので、投票にお出かけの際は、ご自分の入場券を切り取ってお持ちください。

なお、10月11日以後転居された方は、前住所で郵送しますので、ご承知ください。

※投票所入場整理券は、投票所の

選挙速報

整理のためのもので、券がないからといって投票できないものではありません。

八潮市ホームページとテレホンサービスで即日選挙速報をお知らせします。

ホームページ <http://www.city.yashio.saitama.jp>

投票結果 午後9時から
開票状況 午後11時から

テレホンサービス 01-8011-9411340

開票状況 午後11時から

投票の順序

- 投票所では投票所入場券を提出して本人の確認を受けます。
- 小選挙区選出議員選挙の投票用紙の受領
- 候補者(個人名)を書いて投票箱に投函
- 比例代表選出議員選挙および最高裁判所裁判官国民審査の投票用紙の受領
- 比例代表選出議員の投票用紙には政党名を書いてください。同時に最高裁判所裁判官国民審査の投票用紙に罷免させたい裁判官の氏名の上に「X」印を付けます。罷免させたい裁判官がない場合は、何も印を付けないでください。それぞれの投票箱に投函
- 終了

選挙管理委員会 ☎264